

大阪市子どもの読書活動推進連絡会設置要綱

(設置)

第1条 「大阪市子ども読書活動推進計画」(平成18年3月策定、令和8年3月「第5次」計画策定)に基づき、本市のすべての子どもたちが、さまざまな機会と場所において読書の喜びを味わい、読書を通して生きる力を身につけていくことができるよう、各区で行う子どもの読書支援活動に関する連携を進め、子どもの読書活動を推進するため、「大阪市子どもの読書活動推進連絡会」(以下「連絡会」という)を全区に設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 区における子どもの読書支援活動の取組み状況報告に関すること。
- (2) 施設間、団体間の情報交換や、他の区の子どもの読書支援活動の紹介・交流に関すること。
- (3) 学校図書館活用推進事業の進捗状況の報告に関すること。
- (4) 学校における子どもの読書支援活動についての情報の共有に関すること。
- (5) 子どもの読書支援活動に関する広報・啓発活動の実施に関すること。
- (6) その他、区における子どもの読書支援活動推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、別表に掲げる団体等を参考に地域の実情に応じて構成する。

(座長)

第4条 連絡会に座長を置く。

- 2 連絡会の座長は、各区の市立図書館館長または担当係長とする。
- 3 座長は会議を主宰し、会議の議事を進行する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 各区の連絡会の事務局は各区の市立図書館に置く。

- 2 全市にかかる事務は、大阪市立中央図書館利用サービス担当が担当する。

(会議)

第6条 連絡会は、事務局が構成員を招集して開催する。

- 2 連絡会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(施行の細則)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、事務局が定める。

附則 この要綱は平成19年 7月 17日から施行する。

附則 この改正要綱は平成31年 4月 1日から施行する。

附則 この改正要綱は令和4年 4月 1日から施行する。

附則 この改正要綱は令和8年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	構成団体等（例）
読書活動支援ボランティア	各ボランティアグループの代表者（推薦された者）
地域を拠点として活動する組織、グループ、地域活動の担い手など(地域の実情に応じて)	ボランティア・市民活動センター（旧ボランティアビューロー）、生涯学習推進員、民生委員・児童委員、児童いきいき放課後事業地域指導員、学校元気アップ地域本部地域コーディネーター、はぐくみネットコーディネーター、子育てサークル、子育て支援サークル、まちライブラリー、こども文庫など
子育て支援施設	子ども・子育てプラザ、つどいの広場、子育て支援センターの職員など
就学前施設	公・私立幼稚園、保育所、認定こども園の職員など
学校（代表出席）	各区小学校・中学校学校図書館担当理事（管理職） 司書教諭、学校図書館主任、学校司書・主幹学校司書など
区役所	教育担当、子育て支援担当、保健福祉担当、生涯学習担当など

【事務局】

各区市立図書館	館長または担当係長、司書職員、学校図書館コーディネーター
---------	------------------------------